

議案第92号

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合体育館の開館時間の変更及びみんなのスポーツルームを他の室場と同様に使用可能とすることを定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 競技施設使用料

使用区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	
専用 使用	主競技場（アリーナ）		円				円
			南半面	2, 100			南半面 910
			北半面	2, 100			北半面 910
	多目的ホール		2, 070				890
	柔道場		2, 070				890
	剣道場		2, 070				890
	軽運動室		2, 070				890
みんなのスポーツルーム		1, 950				840	
個人 使用	1回券	主競技場、多目的ホール、柔道場、剣道場、軽運動室、みんなのスポーツ	大人	210			/
			小人（小中学生）	100			
			小学生未満	無料			

	ツルム			
回数券	主競技場、多目的ホール、柔道場、剣道場、軽運動室、みんなのスポーツツルム	大人	2,100	
		小人（小中学生）	1,000	

備考

- 1 この表において「専用使用」とは、使用時間において競技施設を独占的に使用することをいう。
- 2 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものという。

2 照明設備使用料及び冷暖房設備使用料

区分	1時間当たりの使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
----	--------------	--------------

主競技場（アリーナ）	照明設備	南半面	円	南半面	円
			680		880
	冷暖房設備	北半面	680	北半面	880
			1,960		2,540

備考

- 1 照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、主競技場（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 附属設備使用料

区分	使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
	円	円
舞台照明設備一式	4,980	2,150
電動移動観覧席	2,560	1,100
ピアノ	1,680	720

備考

- 1 使用料は、競技施設の使用区分ごとに徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 会議室使用料

使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	開館前又は
------	----	-----	-----	----	-------

室名		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	閉館後の1時間	
						円	円
小会議室						630	270
大会議室						990	420
研修室						990	420
和風会議室	南半面					1,140	490
	北半面					1,140	490

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。